

岩手県国土強靭化地域計画推進アドバイザリー会議設置要綱

(目的)

第1条 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(平成25年法律第95号)第13条に基づく「岩手県国土強靭化地域計画」に掲げる施策を計画的・効果的に推進するに当たり、施策の実施状況や今後の取組の方向性等について有識者から意見を聴取するため、岩手県国土強靭化地域計画推進アドバイザリー会議(以下「アドバイザリー会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 アドバイザリー会議は、次に掲げる事項について、意見又は助言の聴取を行うものとする。

- (1) 「岩手県国土強靭化地域計画」に掲げる施策の実施状況の評価及び今後の方向性に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、「岩手県国土強靭化地域計画」の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 アドバイザリー会議は、学識経験のある者その他の適当と認められる者の中から、7人以内のアドバイザーにより構成する。

(座長及び副座長)

第4条 アドバイザリー会議には、座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、アドバイザーが互選する。

(運営)

第5条 アドバイザリー会議は、必要に応じ開催するものとし、岩手県復興防災部長が招集する。

- 2 座長は、アドバイザリー会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が不在のときは、その職務を代理する。
- 4 座長は、必要と認める場合には、アドバイザリー会議に第3条に定める者以外の関係者を招集することができる。

(任期)

第6条 アドバイザーの任期は、2年間とする。ただし、欠員が生じた場合における後任のアドバイザーの任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 アドバイザリー会議の事務は、岩手県復興防災部復興危機管理室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザリー会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月28日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月10日から施行する。

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年8月24日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日の翌日から令和6年8月31日までの間に知事が委嘱する委員（岩手県国土強靭化地域計画推進アドバイザリー会議設置要綱第6条ただし書きに規定する後任委員の任期を除く。）の任期は、令和6年8月31日までとする。

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日において、既に改正前の要綱により委嘱されている委員は、改正後の要綱におけるアドバイザーに就任しているものとみなすものとする。